

「大規模小売店舗立地法に定める必要書類等作成要領」新旧対照表

旧		新																																																																							
(5) 防犯対策		(5) 防犯対策																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯体制の整備</td> <td>防犯責任者の指定：店長等責任ある者を防犯責任者として指定してください。 従業員への指定：日頃から従業員の防犯意識を醸成するための指導に努めてください。</td> </tr> <tr> <td>防犯設備の設置</td> <td>駐車場の暗がりや建物の陰、場内の商品陳列コーナー等に死角ができないように、防犯灯やミラー、防犯カメラ等の設置を検討してください。 防犯カメラの設置や運用に当たっては、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく「防犯カメラの運用に関する指針」を踏まえ、指針に準拠した管理が行われるようお願いいたします。</td> </tr> <tr> <td>場内の防犯対策</td> <td>犯罪や少年非行の防止のため、定期的に警備員等による場内巡回、声掛け等、犯罪の発生状況に応じた対応をお願いします。 店舗内は、見通しを確保し、監視性を高める構造としてください。</td> </tr> <tr> <td>駐車場の防犯対策</td> <td>照明設備の充実：地下・屋内駐車場では床面2ルクス以上、車路10ルクス以上、屋外駐車場では夜間に人の行動を視認できる照度を確保してください。 死角の排除：防音壁等との兼ね合いもありますが、できる限り駐車場の外周は周囲から見通しが確保できるフェンス、柵等で区分された構造を検討してください。 駐車場等の閉鎖：駐車場や荷さばき施設を利用しない時間帯は出入口を物理的に閉めてください。</td> </tr> <tr> <td>駐輪場の防犯対策</td> <td>照明設備の充実：床面において3ルクス以上の照度を確保してください。 自転車盗難防止装置の設置：チェーン用パーラック、サイクルラック等の設置により、整列した駐輪を促し、自転車盗難防止に努めてください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>関係機関との協力：防犯対策について、警察、自治体、地元自治会等から協力要請があった場合には、必要な協力をお願いします。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	具体的な内容	防犯体制の整備	防犯責任者の指定：店長等責任ある者を防犯責任者として指定してください。 従業員への指定：日頃から従業員の防犯意識を醸成するための指導に努めてください。	防犯設備の設置	駐車場の暗がりや建物の陰、場内の商品陳列コーナー等に死角ができないように、防犯灯やミラー、防犯カメラ等の設置を検討してください。 防犯カメラの設置や運用に当たっては、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく「防犯カメラの運用に関する指針」を踏まえ、指針に準拠した管理が行われるようお願いいたします。	場内の防犯対策	犯罪や少年非行の防止のため、定期的に警備員等による場内巡回、声掛け等、犯罪の発生状況に応じた対応をお願いします。 店舗内は、見通しを確保し、監視性を高める構造としてください。	駐車場の防犯対策	照明設備の充実：地下・屋内駐車場では床面2ルクス以上、車路10ルクス以上、屋外駐車場では夜間に人の行動を視認できる照度を確保してください。 死角の排除：防音壁等との兼ね合いもありますが、できる限り駐車場の外周は周囲から見通しが確保できるフェンス、柵等で区分された構造を検討してください。 駐車場等の閉鎖：駐車場や荷さばき施設を利用しない時間帯は出入口を物理的に閉めてください。	駐輪場の防犯対策	照明設備の充実：床面において3ルクス以上の照度を確保してください。 自転車盗難防止装置の設置：チェーン用パーラック、サイクルラック等の設置により、整列した駐輪を促し、自転車盗難防止に努めてください。	その他	関係機関との協力：防犯対策について、警察、自治体、地元自治会等から協力要請があった場合には、必要な協力をお願いします。	<p>「『なくそう犯罪』滋賀県安全なまちづくり条例」第15条第2項に基づく「大規模小売店舗に関する防犯上の指針」を踏まえ、大規模小売店舗の防犯性の向上に配慮した事項についてご記入ください。なお、深夜（午後11時から午前5時までの間をいう。）において営業する大規模小売店舗については、別に定める「深夜商業施設に関する防犯上の指針」についてもご配慮ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>具体的方策（防犯指針を参照）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>施設の構造等</b></td> </tr> <tr><td>出入口</td><td></td></tr> <tr><td>窓</td><td></td></tr> <tr><td>エレベーターホールおよびエレベーター</td><td></td></tr> <tr><td>階段</td><td></td></tr> <tr><td>屋上</td><td></td></tr> <tr><td>商品陳列棚</td><td></td></tr> <tr><td>試着室</td><td></td></tr> <tr><td>レジカウンター</td><td></td></tr> <tr><td>レジスター・金庫</td><td></td></tr> <tr><td>子ども広場、ゲームコーナー等</td><td></td></tr> <tr><td>トイレ</td><td></td></tr> <tr><td>事務室、倉庫等</td><td></td></tr> <tr><td>現金自動預払機</td><td></td></tr> <tr><td>駐車場等</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>防犯機器の設置</b></td> </tr> <tr><td>防犯カメラ</td><td></td></tr> <tr><td>その他防犯機器</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>防犯体制の整備</b></td> </tr> <tr><td>防犯責任者の設置</td><td></td></tr> <tr><td>警戒要領</td><td></td></tr> <tr><td>現金の管理</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>地域との連携</b></td> </tr> <tr><td>住民等との連携</td><td></td></tr> <tr><td>警察との連携</td><td></td></tr> <tr><td>迷惑行為への対応</td><td></td></tr> <tr><td>地域の安全拠点としての機能</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	具体的方策（防犯指針を参照）	<b>施設の構造等</b>		出入口		窓		エレベーターホールおよびエレベーター		階段		屋上		商品陳列棚		試着室		レジカウンター		レジスター・金庫		子ども広場、ゲームコーナー等		トイレ		事務室、倉庫等		現金自動預払機		駐車場等		<b>防犯機器の設置</b>		防犯カメラ		その他防犯機器		<b>防犯体制の整備</b>		防犯責任者の設置		警戒要領		現金の管理		<b>地域との連携</b>		住民等との連携		警察との連携		迷惑行為への対応		地域の安全拠点としての機能		その他	
項目	具体的な内容																																																																								
防犯体制の整備	防犯責任者の指定：店長等責任ある者を防犯責任者として指定してください。 従業員への指定：日頃から従業員の防犯意識を醸成するための指導に努めてください。																																																																								
防犯設備の設置	駐車場の暗がりや建物の陰、場内の商品陳列コーナー等に死角ができないように、防犯灯やミラー、防犯カメラ等の設置を検討してください。 防犯カメラの設置や運用に当たっては、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく「防犯カメラの運用に関する指針」を踏まえ、指針に準拠した管理が行われるようお願いいたします。																																																																								
場内の防犯対策	犯罪や少年非行の防止のため、定期的に警備員等による場内巡回、声掛け等、犯罪の発生状況に応じた対応をお願いします。 店舗内は、見通しを確保し、監視性を高める構造としてください。																																																																								
駐車場の防犯対策	照明設備の充実：地下・屋内駐車場では床面2ルクス以上、車路10ルクス以上、屋外駐車場では夜間に人の行動を視認できる照度を確保してください。 死角の排除：防音壁等との兼ね合いもありますが、できる限り駐車場の外周は周囲から見通しが確保できるフェンス、柵等で区分された構造を検討してください。 駐車場等の閉鎖：駐車場や荷さばき施設を利用しない時間帯は出入口を物理的に閉めてください。																																																																								
駐輪場の防犯対策	照明設備の充実：床面において3ルクス以上の照度を確保してください。 自転車盗難防止装置の設置：チェーン用パーラック、サイクルラック等の設置により、整列した駐輪を促し、自転車盗難防止に努めてください。																																																																								
その他	関係機関との協力：防犯対策について、警察、自治体、地元自治会等から協力要請があった場合には、必要な協力をお願いします。																																																																								
項目	具体的方策（防犯指針を参照）																																																																								
<b>施設の構造等</b>																																																																									
出入口																																																																									
窓																																																																									
エレベーターホールおよびエレベーター																																																																									
階段																																																																									
屋上																																																																									
商品陳列棚																																																																									
試着室																																																																									
レジカウンター																																																																									
レジスター・金庫																																																																									
子ども広場、ゲームコーナー等																																																																									
トイレ																																																																									
事務室、倉庫等																																																																									
現金自動預払機																																																																									
駐車場等																																																																									
<b>防犯機器の設置</b>																																																																									
防犯カメラ																																																																									
その他防犯機器																																																																									
<b>防犯体制の整備</b>																																																																									
防犯責任者の設置																																																																									
警戒要領																																																																									
現金の管理																																																																									
<b>地域との連携</b>																																																																									
住民等との連携																																																																									
警察との連携																																																																									
迷惑行為への対応																																																																									
地域の安全拠点としての機能																																																																									
その他																																																																									
		<p>附則：この要領は平成21年4月1日より適用する。以後受理した届出について適用し、同日前に受理した届出については、なお従前の例による。</p>																																																																							

